

雇用調整助成金制度の変遷(平成20年度以降)

		平成20年度当初	1次補正(1)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (二次補正成立後)	3月13日以降	省令改正 (3月30日)	平成21年度補正予算 (平成21年6月8日実施)
生産量要件	大企業	最近6ヶ月の生産量が 前年同期比10%以上減		・最近3ヶ月の生産量が 直前3ヶ月又は前年同期比 5%以上減	生産量要件については「売 上高又は生産量」で把握			
	中小企業		・最近3ヶ月の生産量 が前年同期比減 ・前期決算等が赤字 (生産量が5%以上 減の場合は不要)	・最近3ヶ月の生産量 が直前3ヶ月又は前年同期比減 ・前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場合は不要)				
雇用量要件	大企業	最近6ヶ月の雇用量が 前年同期比不増		撤廃				
	中小企業		最近3ヶ月の雇用量が前年 同期比不増					
助成率	大企業	1 / 2			2 / 3		3 / 4 (雇用維持(4)を行った 事業主のみ)	3 / 4(障害者 6)
	中小企業	2 / 3	4 / 5				9 / 10 (雇用維持(4)を行った 事業主のみ)	9 / 10(障害者 6)
教育訓練費	大企業 中小企業	1,200円	6,000円					4,000円/日
教育訓練単位		1日単位のみ						事業所内教育訓練につ いて半日単位でも可(
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 100日 3年間 300日			1年間支給限度日数の 撤廃(3年間で300日は 維持)
クーリング期間(2)		あり			撤廃			
休業規模(3)	大企業 中小企業	1 / 15以上 1 / 20以上			撤廃			
対象労働者		被保険者期間6ヶ月以上		被保険者:期間を問わず全員 被保険者以外:雇用期間6ヶ月以上				
在籍出向者への適用		雇用保険料納付事業所に て判断						出向先事業所の休業で も受給可能
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で1時間ごと			
残業との相殺		休業を行った時間数と時間 外労働等の時間数を相殺				撤廃		
残業削減雇用維持 奨励金(5)	大企業						有期契約:20万円/年 派遣:30万円/年	
	中小企業						有期契約:30万円/年 派遣:45万円/年	
手続きの簡素化		窓口における手続きのみ						計画届けの変更につ いて、郵送・FAX・メール等 により行うことが可能

- (1)平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。
- (2)クーリング期間…従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用をすることができない。
- (3)休業規模…休業延べ日数が所定労働延べ日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。
- (4)被保険者等を解雇せず、かつ雇用を維持する事業主(被保険者など(派遣労働者を含む)の数が直前6ヶ月平均の80%以上)に対し助成率を引き上げる。
- (5)残業削減雇用維持奨励金…残業時間の削減により有期契約労働者及び派遣労働者の雇用維持を行った場合に、1事業所当りそれぞれ100人を限度に主礼金を支給。
生産高等が減少 被保険者等を解雇しない 被保険者等の数が直前6ヶ月平均の80%以上 残業時間を大幅に削減(直前6ヶ月平均の1/2以上且つ5時間以上減)
の4要件を満たす必要あり。
- (6)障害者に関する助成率を引き上げる。
- (7)半日単位の教育訓練の場合、支給される教育訓練費は半額